

綱紀審査会メモ

2002.7.9

日本弁護士連合会

1 議決の種類

- A 「 弁護士会の懲戒委員会の審査に付するを相当とする」。
- B 「日本弁護士連合会の（第1又は第2）綱紀委員会の審査に付するを相当とする」。
- C 「却下」「棄却」

2 議決の要件

- (1) Aについては出席委員の3分の2以上
- (2) Bについては過半数
- (3) Aの議決が3分の2に達しなかったが過半数を超えたときは、Bについて改めて議題に供する。

3 議決後の手続

- (1) Aの議決がなされたときは、本会は被審査会員の所属弁護士会にその旨通知する（弁護士法61条2項のような規定ぶりになる）。
通知を受けた弁護士会は、懲戒委員会にその審査を求めなければならない（弁護士法58条3項中「相当と認めたとき」の下に「又は日本弁護士連合会が綱紀審査会の議決に基づき懲戒手続に付することを相当と認めたとき」を加えることになる）。
- (2) Bの議決がなされたときは、本会は日弁連綱紀委員会（別の審査体）に再審査をさせなければならない（弁護士法58条2項後段のような規定ぶりになる）。
綱紀委員会において再審査の結果、「 弁護士会の懲戒委員会の審査に付するを相当とする」との議決がなされたときは、前項と同じ手続となる。
「懲戒委員会の審査に付さないことを相当とする」との議決がなされたときは、審査手続は終了する（更なる不服申立はできない。検察審査会法32条参照）。

4 綱紀審査会の機能・組織等

基本的には懲戒委員会の規定（弁護士法65条ないし69条）に準ずる。ただし、委員は弁護士、裁判官、及び検察官以外の市民（学識経験者）のみとし、別に事務局を置く。

以上

綱紀審査会メモ（ 2 ）

1 議決の種類

- A 「 弁護士会の懲戒委員会の審査に付するを相当とする」
- C 「却下」「棄却」

2 議決の要件

- A について出席委員の3分の2以上

3 議決後の手続き、綱紀審査会の機能・組織等は、Bの議決があったことを前提とする手続きを除き、前に同じ。